Copyright(c):2021,Nippon Care Supply Co.,Ltd.,All Rights Reserved

特別企画 住宅改修

製作：(株)ケアビジネスサポートシステム

介護保険で住宅改修に適応される特定6項目

1. 手すりの取り付け
2. 段差の解消
3. 滑り防止及び移動の円滑化のための床材の変更
4. 引き戸等への扉の取替え
5. 洋式便器等への便器の取替え
6. その他(住宅改修に付帯して必要となる住宅改修)

[介護保険の場合]

支給される限度額は **200,000円**

事前申請が必要です

ご注意

①**補助金が適応される工事**と**補助金が適応されない工事**があるので注意が必要です。

②**適応される工事費用の1割**(所得により負担割合が変更される場合もあります。)**を、対象者が負担する必要があります。**

③支給限度額以内であれば、複数回に分けて行った場合でも保険給付を受けることが出来ます。

詳しくは、ご担当のケアマネジャーや福祉住環境コーディネーターにご相談ください。